川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年 2 月17日提出 川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

川崎市職員の給与に関する条例(昭和32年川崎市条例第29号)の一部を 次のように改正する。

第4条第4項中「により職員」の次に「(次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)」を加え、「同項」を「前項」に改め、同条第5項中「に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」」を「の第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するもの」に改める。

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

## 参考資料

## 制定要旨

5 5 歳を超える一般職の職員の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り昇給を行うこととするため、この条例を制定するものである。